

よくある質問

Q1 各種申請は郵送でもよいですか？

A1 郵送でもかまいません。ただし、郵送前には必ず必要書類に不備がないか確認してください。修正等があれば、来庁して頂くこととなります。

Q2 申請日はいつにしたらよいですか？

A2 申請書類を提出する日をご記入してください。

Q3 指定の申請からどのくらいの期間で指定登録されますか？

A3 審査期間を含み、およそ2～3週間程度かかります。

審査、（指定手数料）納付書発行後は担当から連絡をさせていただきますので、日程の調整をしてください。局窓口（お客様センター）にて手数料を納付後に指定店証をお渡しさせていただきます。（支払を以て、正式に指定登録となります。）

Q4 住民票の写しはコピーでもよいですか？

A4 市役所にて発行された「原本の写し」を添付してください。

Q5 法人において、住民票の写しは役員等についても必要ですか？

A5 代表者本人分のみとなります。

Q6 電話番号が変更した場合、届け出は必要ですか？

A6 指定工事店異動届（様式第7号）を提出してください。

Q7 更新時等において、指定店証または責任技術者証を返却することとなっていますが、コピーでもよいですか？

A7 原本をご返却ください。

Q8 （法人の場合）役員変更でも異動届けは必要ですか？

A8 代表者以外は不要です。

Q9 更新時に前回更新以降に異動届の提出を失念していたことが判明しました。更新申請を以て、異動届を提出したことになりますか？

A9 更新申請と異動届は別物ですので、異動届を提出後、更新申請をしてください。そのため、更新申請は受付期間の早めに提出して頂くことを推奨します。